

新勤評制度はいらない！ 全国交流会ニュース

第2号
2012. 1. 20

新勤評制度はいらない！全国交流会
事務局 井前弘幸
〒530-0047大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル2F
冠木法律事務所気付
Eメール：shinkinpyouhantai@trad.ocn.ne.jp

「教育基本条例」阻止のために 教職員・市民が声を上げ続けよう

橋下大阪市長、松井府知事は2月の府議会・市議会で「教育基本条例」をあくまで強行するつもりです。この条例は大阪の学校と教育のあり方を根本から破壊します。教職員と教職員組合、PTA協議会、教育に関係するさまざまな市民団体が反対し続けています。成立を阻止するまで全力をあげて反対し続けましょう。

市長・府知事は府市統合本部で教育基本条例案を作っています。市長・府知事は大阪維新の会の教育条例案をほとんど変えないつもりです。あくまで知事・市長が教育目標を設定し、学校教育を

自分の思う通りのものにする。校長は公募制にする。学力テストは結果公表し競争させる。3年連続定員割れで公立高校は統廃合（廃校）にする。小中学校は学校選択制にして、大阪市内の小中学校の3分の1は統廃合する。評価システムで2年連続最低評価は免職にする。君が代斉唱しない教職員は2回で停職、3回連続で免職にする。等々。学校と生徒を無理矢理競争の渦に追い込み、市長・知事に従わない教職員はクビの脅しで恫喝する中身はほとんど変わっていません。こんな条例案を絶対通してはなりません。

条例案の相対評価が志気を下げるといなら 府教委はまず評価・育成システムを廃止すべき

府市統合本部での教育基本条例案作成には大きな問題があります。教育委員会の市長・府知事への迎合・屈服の危険です。すでに大阪市教委は教職員の橋下批判を封じる通知を出し、橋下のいうとおり教職員の子どもがどれくらい私学に通うかの調査を行い、卑屈極まりない姿勢で橋下市長に迎合しています。

「教育基本条例が通ったら全員辞任」と言っていた府教育委員、教育長らも維新案に妥協し、迎合する危険が出ています。「相対評価はやる気をなくさせる」といながら「絶対評価だが厳格に下位を判定する」ですり寄り、2年連続最低評価で分限免職の間

題でも曖昧な妥協点を探しています。

府教委は自分の言ったこと、行った調査に誠実な態度をとるべきです。「評価育成システムは育成の為で、処遇（身分や分限）には反映しない」という当初の言明を守るべきです。さらに府教委自身の調査が「相対評価」ではなく現行の「評価育成システム」そのものが資質向上にも育成にも役立たず、教職員のやる気をなくさせているとしたことを最重視すべきです。教職員のやる気を無くさせないためには、条例案の相対評価に反対するだけでなく、評価育成システムそのものを廃止しなければなりません。

東京都の度外れた教職員処分に ストップかけた最高裁君が代判決 — 橋下・教育基本条例にも冷水 —

1月16日に最高裁は東京での君が代不起立処分裁判について判決を出しました。判決は1回でも不起立したものの戒告処分は裁量権のうちと容認した点では教職員の人権を無視したのですが、東京都教委が行ってきた戒告・減給・停職とどんどん処分をエスカレートさせる傲慢極まりないやり方を批判し、不起立を繰り返しただけでは減給はやり過ぎ、まして停職はとんでもないとしました。この点では、石原と都教委の権力づくのやり方に明確にストップをかけたものです。

橋下市長は「君が代に起立斉唱しない教職員は辞めてもらう、それが当然」と公言してきました。教育基本条例も1回不起立でも戒告・減給、2回で停職、3回で免職と東京をはるかに上回る

厳しさを教職員を脅そうとしてきました。今回の最高裁判決は、このようなやり方が当然どころか、法的に許されない暴虐であると明確にしました。橋下市長と松井知事は小手先の手直しで誤魔かそうとしています。このようなファッション的なやり方は直ちに止めるべきです。

「教育基本条例」に反対を！ホットライン大阪集会

2月12日(日) エル大阪南館ホール 13:30～ 15:00デモ
主催：「日の丸・君が代」強制反対ホットライン大阪全国集会実行委員会

「人間の輪」で大阪市役所
を包囲しよう！
15:45～ 大阪市役所

「教育基本条例」に反対する全国交流会アピール

2012年1月14日

W選挙後、松井府知事・橋下市長は2月府議会・市議会での条例案制定を宣言しました。強行採決されれば辞任するとしていた府教育委員は、「新しい条例の作成」協議につくことを表明しました。府市統合本部が教育委員を交えて新たな条例案を協議する一方で、大阪維新の会の教育基本条例案は継続審査という形で残っています。

橋下はこの間矢継ぎ早な提案を行っています。やれ教育目標の設定は市長と教育委員で行うが罷免権は譲らないの、やれ教員評価は絶対評価でよいが、保護者による不適格教員調査権、申し立て権を認めろの、やれ道徳教育監視第三者機関を盛り込みたいの、やれ学校選択制を拡大するの。

いずれにしても予断を許さない状況です。地下鉄・バスの民営化等いわば公務員攻撃・組合攻撃のさまざまなテーマを「論議」する府市統合本部で教育問題がまともに論議されるとは到底思えません。また、府教育委員が維新の「勢い」「圧力」に屈して安易な妥協をし、酷い案を出してくることは何としても阻止せねばなりません。また維新のペースで旧来の案が出てくることも阻止せねばなりません。

私たち「新勤評制度はいらない！全国交流会」（以下、全国交流会）は、大阪府が強行する「教職員の評価・育成システム」（以下、システム）実施に反対し、全国交流会の核となる新勤評反対訴訟団が進めてきた裁判闘争を中心に、撤廃を目指した様々な取り組みを進めてきました。

システムは、府教委（行政）と校長が勝手に設定した学校教育目標に基づく「教育」を子どもたちに押し付けるために、評価結果による給与反映をテコに、教職員を管理・統制・支配するものです。それは教育の行政支配を目指すものであり、教育現場に上意下達体制、服従体制を作り上げ、教職員の協働体制の破壊をもたらし、大阪の教育に破壊的影響を及ぼします。

しかし、橋下市長を代表とする維新の会が昨年8月以来持ち出してきた「教育基本条例」案は、行政による教育支配の目論みを引き継ぎ、さらにそれに取って代わり、首長（政治）が教育へ介入し、人事・給与面等で教職員の全面的な管理・統制・支配を目指すものです。子どもたちを政治の思うままに「調教」しようというものです。その破壊的作用はシステムの比ではありません。大阪の教育をめちゃくちゃにするものであり、この上程・成立を到底容認できるものではありません。この間行政による教育支配に反対してきた私たちは、首長（政治）の教育支配を目指す条例案に、それがどのような形で提案されようと反対の姿勢を明確に示したいと思います。

条例案による人事評価はシステムを劇的に純化させるものです。①現行システムの「絶対評価」は廃止し、相対評価にする。Sを5%、Aを20%、Bを60%、Cを10%、Dを5%とする②2年連続D評価のものはクビ（分限免職）にする、としています。毎年一定数の教員が校長から最後通牒を突きつけられるのです。いわば校長が気に入らない教員を辞めさせるためだけのこんな制度は民間でも例を見ません。

システムを通じて府教委（行政）が教育への介入を目指してきたことを考えるならば、条例案に反対する闘いは、行政と組合が共同すれば橋下・維新の目論みを阻止できるという性質のものではありません。このことを念頭に置きながら全国交流会は、「教育基本条例」成立阻止に向けて闘う各種市民団体と協力を深め、また会員各人が所属する様々な組合での「教育基本条例」反対の運動を組織し、それらと連携しながら反対運動を強めていく決意です。また全国交流会としても条例案の問題点を教職員、市民に広範に宣伝し、またシステムとの関連で、府教委との条例案に関する折衝・交渉を強めるつもりです。その他、交流会として可能な限りの反対運動を展開する所存です。

教職員の皆さん、市民の皆さん、「教育基本条例」成立阻止のために力を合わせていきましょう。